

1. 伊藤忠など導入検討・労働時間規制の緩和制度、富士フィルムも！

日本経済新聞 電子版(2014/8/18)

ホワイトカラー・エグゼンプション を検討している主な企業

期待する効果	対象者
伊藤忠商事	
生産性向上と残業の削減	年収1000万円以上の大半の社員と想定
三井物産	
自律的な働きで、生産性が向上	営業、企画、為替ディーラーなど
富士フィルム	
生産性向上、ワークライフバランスの実現	極力幅広く導入したい
ダイキン工業	
働き方変える転機になる	幅広い職種での導入が効果的
日本精工	
ワークライフバランスの実現	研究、開発部門など専門職
タカラトミー	
顧客志向の仕事への変化	玩具開発者など

伊藤忠商事や富士フィルムなど主要企業が、働いた時間ではなく成果に応じて賃金を払う「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入の検討を始めた。政府は欧米に比べて劣るとされるホワイトカラー層の生産性向上のために、同制度の導入に向け 2015 年の法改正を目指している。企業は国が今後、制度の詳細を詰めるのに合わせて準備を進め早期導入を目指す。

政府が今年6月に成長戦略の目玉として導入を決めたホワイトカラー・エグゼンプションは、年収1千万円以上の高度な専門職を対象に、労働基準法で定められた1日8時間、週 40 時間の労働時間規制を外す制度。厚生労働省の審議会で具体的な制度設計を議論しており、15年の通常国会で労基法の改正案を提出し、16年春の施行を目指している。

導入には労働組合との協議などに時間がかかるため、企業は国の制度設計の完成を待たずに検討を始めた。早い段階で準備を進めることで、経団連などを通じて要望を制度設計に反映してもらいたい狙いもある。

伊藤忠商事は、年収1千万円以上の総合職の大半をホワイトカラー・エグゼンプションの対象とすることを念頭に、導入を検討している。商社の総合職の業務は新規ビジネスの発掘など企画型の業務が中心で、高度な専門知識やスキルが求められるという。

富士フィルムは幅広い職種について早期の導入を検討している。HOYAも営業、企画、研究開発部門などでの導入を想定する。東芝や日立製作所も導入を検討している。

タカラトミーは労働時間の長さよりもヒット商品の多さで評価できるため、おもちゃ開発担当に適した制度とみる。時間によらない働き方になれば、勤務後に「映画鑑賞や流行の店を訪れるなど、顧客の動向を意識した仕事のやり方に変わる」と期待する。

厚労省の審議会で進めている具体的な制度設計では、「少なくとも 1000 万円以上」としている年収基準の最終的な範囲や対象職種が焦点となる。企業はできるだけ柔軟な制度設計を国に求めている。三井物産で人事部門を担当する北森信明執行役員は「基本的にホワイトカラーの全職種を対象にした方がいい」と強調したうえで「区切る年収は 700 万円以上が妥当だ」と話す。

経団連の榊原定征会長は「幅広い人が対象になるよう今後も求めていく」方針だ。日本経済新聞社が主要企業の社長・会長を対象に6月に実施した調査では、回答した 144 人のうち「制度を利用したい」と回答した企業は

25%あった。一方、労組側は年2千時間を超える正社員の長時間労働が続く中で「規制を外すのはおかしい」(古賀伸明連合会長)と反発している。

2. 秘密保護法パブコメ締め切りまで、あと7日となりました。

12月秘密保護法施行を許さないために、運用基準反対、秘密保護法廃止の声を集中しましょう。

まだパブコメをだしていない人は、「秘密保護法」廃止へ！

実行委員会のHPをご覧ください。<http://www.himituho.com/>

パブコメ参考例を下記のように四つに分けてあります。やりやすい参考例を選んで、パブコメをだしてください。テーマ別(原発、戦争、TPP、教育等)、簡単パブコメ事例⇒秘密保護法対策弁護士参考例

<http://nohimituho.exblog.jp/>

・パブコメ原案(平和運動の場合)

【パブコメ・テーマ別】平和運動に取り組む方々向けのパブコメ参考例

平和運動に取り組む方々向けのパブコメ参考例

1 総論(運用基準Ⅰの1)

私は、戦争をしたくないと思っている市民です。秘密保護法は、「対テロ戦争」などの戦争の実態を隠す法律です。日本が、軍機保護法と大本営発表を用いて悲惨な戦争を遂行したことを繰り返してはいけません。戦争に関わる情報を国民から隠し、戦争に反対する人々を「テロ支援者」などとして監視する秘密保護法自体がそもそも問題です。運用基準や政令で小手先の調整をしても、本質的な解決にはなりませんし、下記のとおり限定など全くできていません。秘密保護法自体の廃止を求めます。

2 秘密の指定・解除

(1)防衛分野の別表該当性(運用基準Ⅱの1の(1))

ア 別表の要件を全く限定していません。例えば、別表第1号ロ「防衛に関し収集した・・・その他の重要な情報」については「情報収集手段を用いて収集した情報」(別表第1号ロa)など収集手段についてしか触れておらず、「重要な情報」かどうかの判断基準が全くなく、行政機関に判断を丸投げしています。

また、別表第1号イ「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり等」や別表第1号ニ「防衛力の整備に関する見積もり等」についても、「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり等」(イb)や「自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積もり等」(ニc)と、別表の文言と同じことを繰り返すだけで限定になっていません。「運用・見積もり・計画・研究」が指すものは極めて広いため、自衛隊に関するあらゆる情報が含まれかねません。

イ 無限定どころか、運用基準案では、あちこちに「米軍の」という法律にない文言が付け加えられ範囲が拡大されており、これは秘密保護法にさえ違反しています。例えば「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり」等（別表第1号イ）については、「自衛隊及び米軍の運用又は・・・」とあり、米軍に関するあらゆる情報が含まれかねません。

ウ 米軍に関する情報を特定秘密に盛り込むことは、集団的自衛権との関係で問題です。集団的自衛権行使は、憲法にも違反しており、国民が危険にさらされるため許されません。とりわけ米国は過去にも、虚偽の情報に基づいて戦争をしたことがあります。米軍による捕虜への拷問・虐待も問題となりました。米軍に関する情報を特定秘密にすることは、米軍の戦争の誤りを裏付ける証拠を隠し、誤った戦争に国民を引きずりこみかねません。

エ また、在日米軍の基地がある日本で、米兵による犯罪、米軍のヘリコプター等の事故等で被害を受けるのは日本国民です。米軍の訓練内容が暴力性を増長するものだとか、ヘリコプターの飛行経路等、米軍の行動について何らの情報も得られなければ、責任追及も被害回復も十分にできません。米軍に関する情報を広範に隠すこの運用基準は、その意味でも許されません。

(2) 外交分野の別表該当性(運用基準Ⅱの1の(1))

武力衝突には外交交渉が先立ちますが、外交分野でも基準が広範、無限定です。「各国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針」、「ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力」という広範な基準では、日本への核兵器持ち込みなど有事対応に関する外国との密約も隠されかねません。

(3) 特定有害活動分野やテロ活動分野の別表該当性(運用基準Ⅱの1の(1))

「重要施設、要人等に対する警戒警備」「サイバー攻撃の防止」とありますが、その名目での活動の内容が全く無限定です。国際NGOなど、紛争当事国と関わる市民に対する監視活動が行われても、それさえも隠せかねません。また「情報収集手段を用いて収集した情報」というのは手段の指摘でしかなく、「重要な情報」かどうかの判断は行政機関に丸投げされています。

(4) 外交秘密指定・テロ活動・特定有害活動の別表該当性(運用基準Ⅱの1の(1))

「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられる

もの」とありますが、外国政府等の措置の有無は、国によっては極めて調査が困難です。これを指定基準とするのは、取材や調査をするときに別表該当性を予測できないため、不当です。

(5) 指定期間(運用基準Ⅱの4の(2)、同Ⅲ)

武力紛争が終結するまで秘密指定を解除しないとなれば、戦争の始まりや経過に誤りがあっても正しません。期間設定の要件が曖昧すぎ、また30年以上の期間延長さえ「特に慎重に行う」とあるだけでは何の縛りにもなっていません。

3. 特定秘密保護法:「必要性弱い」内閣法制局が指摘 11年政府協議

(毎日新聞 2014年08月17日 東京朝刊)

2011年9月に初めて作られた**特定秘密保護法**の原案に関する政府内の協議で、「法の必要性(立法事実)が弱い」と内閣法制局に指摘されていたことが分かった。情報漏えい事件が少ないことなどが理由だった。**特定秘密保護法**には法律家から「立法事実がない」と批判があるが、政府内にも同様の異論があったことになる。【日下部聡、青島顕】

内閣情報調査室(内調)は11年9月、内閣法制局の審査を随時受けながら法案を作り始めた。尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件の映像がインターネットに流出したことを機に、民主党政権が秘密保全法(当時)制定の検討を始めたためだった。

毎日新聞の情報公開請求に開示された内調作成の「内閣法制局との検討メモ」によると、法案の素案に関して内調は11年9月20日、法制局と協議。法制局から「立法事実が弱いように思われる。防衛秘密制度を設けた後の漏えい事件が少なく、あっても起訴猶予のため、重罰化の論拠になりにくい」と指摘された。

防衛秘密は01年の自衛隊法改正で導入され、秘密を漏らした隊員らは5年以下の懲役と定められた。適用は08年の中国潜水艦の情報の漏えい事件のみで、容疑者の空自1佐は起訴猶予処分だった。しかし内調はこの罰則を10年に引き上げることを想定。実際に**特定秘密保護法**でもそう定められた。内調は「ネットという新たな漏えい形態に対応する必要がある」と説明したが、法制局は「ネット(経由の漏えいの危険)と重罰化のリンク(つながり)が弱いのではないか」とも指摘した。

その後も11月15日の協議まで、内調は内部告発サイト「ウィキリークス」を例示するなどして、ネットによる漏えいの危険性を強調。法制局は「重罰化への十分条件にはなっていない」と慎重な姿勢を保つ一方、「大きな補強材料となるだろう」とも述べて一定の理解を示した。これを最後に、昨年4月までこの件を議論した形跡はない。昨年5月以降の記録は未開示だ。

特定秘密保護法は第1条で▽国際情勢の複雑化に伴い、情報の重要性が増大▽高度情報通信ネットワーク社会の発展で情報漏えいの危険が懸念される一などと立法事実を規定。森雅子担当相は国会で「外国と情報共有をする上で必要」との趣旨の説明もしている。

日本弁護士連合会は法制局の指摘と同様に「立法事実がない」と批判している。

協議は内調側が警察庁出身の村井紀之参事官（現内閣官房）、法制局側が国土交通省出身の海谷厚志参事官（現国交省）を中心に進めた。2人は「過去の担当について話す立場にない」などとして、取材に応じていない。特定秘密保護法施行準備室の神原紀之参事官（防衛省出身）は「政府内でさまざまな観点からの議論があった」と説明している。

■ことば◇立法事実

法律を作ったり改正したりする際に、その必要性を根拠づける事実のこと。法律が憲法に違反していないかどうかを裁判所が審査する際、その有無が判断基準の一つになる。

特定秘密保護法:「必要性弱い」内閣法制局が指摘 高作正博・関西大教授(憲法)

の話 (毎日新聞 2014年08月17日 東京朝刊)

◇抽象的な立法事実

国会審議でも政府は重大な情報漏えい事件として5件を例示したが、ほとんどが起訴猶予で立法事実としては弱い。警視庁の国際テロ対策資料がネット上に流出した事件の民事訴訟判決で今年1月、東京地裁が指摘したのは警視庁の情報管理体制の不十分さで、法の不備ではなかった。既に外国と情報も共有しており、立法事実としては抽象的だ。法制局の指摘は特定秘密保護法にも当てはまるのではないか。

4. 千葉高教組市川支部「ひょうたん島研究会」から引用

ジュリーと上野千鶴子とホリエモンと

ついでに、清志郎に賛成っ！！

T. T. 0526 (千葉高教組市川支部「ひょうたん島研究会」)

この『ひのきみ通信』の前号(7/5号)に、「12年10月に『安倍にはアッカンベーを!』というキャッチコピーを考えた」と書いた。誰にも評価されなかったので「つまらんコピーだったのか?」と残念に思っていたのだが、そうでもなかったかもしれない。

もうかなり古い話だが、『日刊スポーツ7/14号』の記事を紹介する。

沢田研二(66)が(7月)13日、全国ツアー「三年想いよ」を東京・渋谷公会堂でスタートさせた。ステージ上で「アッカンベー」をもちり、「アッカン『アベ(安倍)』～」とコメント。原発再稼働の方針を進め、集団的自衛権の行使容認を閣議決定した安倍政権を批判したとみられる。

この記事については、少なくとも『朝日』と『日刊ゲンダイ』では続報は出ていないと思う。「脱原発」業界や「反戦」業界でも話題になっていないような気がする。

まあ、ジュリーもぼくと同じで誰にも評価されなかったようだが、あのジュリーとぼくの感性が似ていることがわかって、嬉しかった。

*

話はもっと遡る。6月26日(木)の『朝日』論壇時評欄で、高橋源一郎が、上野千鶴子とホリエモンについて書いている。

上野千鶴子は、いわゆる「改憲」でも「護憲」でもなく、憲法を一から選び直す「選憲」の立場をとり、その際には、天皇の条項を変えたい、とした（『上野千鶴子の選憲論』）。象徴天皇制がある限り「日本は本当の民主主義の国家とはいえないからだ。いや、理由はそれだけではない。「人の一生を『籠の鳥』にするような、人権を無視した非人間的な制度の犠牲には、誰にもなってもらいたくない」からだ。

上野千鶴子ってちょっと怖そうなお姐さんなんで一緒に飲みたいとは思わないが、紹介されている言葉は、けっこう真っ当だと思う。

皇太子の移動のための交通規制で足止めを食った堀江貴文が「移動にヘリコプターを使えば」とツイートした。それに対して、皇室への敬愛が足りない」と批判が殺到した。皇太子のことを何だと考えているのかという質問に、

堀江は簡単にこう答えた（<@takapon jp）によるつぶやき）。

「人間。」

いいこというね、ホリエモン。

ホリエモンもそんなに好きなタイプの人じゃないけど、「人間」って答える感性は、けっこう好きだな～。

*

今回の雑文、実はここまでで終える予定だったのだが、実は今日は8月の17日(日)。ついさっき読んだ『朝日夕刊 8/16号』で、湯川れい子が、忌野清志郎の言葉を紹介している。

【清志郎の言葉】

地震の後には戦争がやってくる。軍隊を持ちたい政治家がTVででかい事を言い始めてる。国民をバカにして戦争にかり立てる。

*

復興資金は大手ゼネコンに流れ、神戸の土建屋は自己破産を申請する。これが日本だ。私の国だ。 *

政治家は・・・人を助けるとか世界を平和にするとか言って実は軍隊を動かして世界を征服したい。（中略）憲法第9条は・・・戦争を放棄して世界の平和のためにがんばるって言ってるんだぜ。

清志郎が亡くなったのは、09年。蛇足だが、彼が言う地震は、阪神大震災。都立日野高校の愛すべき先輩・清志郎の言葉を胸に刻んでこれからも恥じない生き方をしようと心に誓う(T_T)であった。（14/08/17 早朝）

5. 1844カ所で法令違反／外国人実習生の働く事業所

CUNNメール通信 © NO. 713 2014年8月13日 (20140808 共同通信配信)

厚生労働省は8日、外国人技能実習生が働く事業所に対する2013年の立ち入り調査で、対象となった2318事業所の79.6%に当たる1844事業所に、何らかの労働基準関係法令違反を確認したと発表した。政府は国内の労働力不足を受けて、実習生の受け入れ拡大を目指している。12年の2196事業所より減少したものの、担当者は「違反率は依然として高く、労働条件には問題がある。法令周知や積極的な指導を実施したい」としている。

厚労省によると、違反内容は、業務の安全配慮が不十分といった労働安全衛生法違反が1142事業所で最も多く、法定労働時間の超過などが692事業所あった。時間外労働などへの割増賃金の不払いは463事業所で、1時間400円しか払っていない例もあった。複数の法令に違反した事業所もある。

法令違反が悪質として労働基準監督署が事業所や事業主を送検したのは12件。実習生の深夜、休日勤務に対する法定割増賃金を支払っていないにもかかわらず、立ち入り調査の際に偽造したタイムカードを提示したところもあった。労働環境に問題があるとして、実習生側が労基署などに申し立てたケースも125件あった。

外国人技能実習制度は、新興国の労働者を実習生として日本に招く制度。厚労省は毎年、日本人労働者への違反行為も含めて、法令違反があった事業所数などを集計している。

**解雇
パワハラ
など
労働問題**

**専任 弁護士 要予約
の 司法書士 による**

特別 無料相談会

金銭問題
家庭関係
など
生活問題

午前10時~12時

8月23日(土)

●安曇野市では毎月第2水曜日開催●
8月は8月13日(水)18時~20時まで豊科で実施します。

一人で悩まないでお気軽にお電話ください!

平日の無料法律相談は予約なしで常時受付しています
月~金/9時~17時(祝祭日除く)
お知らせ 8月13日(水)~17日(日)はお盆休みとなります

NPO法人 ユニオンサポートセンター
松本市中央 4-7-22 松本市勤労会館内 1階
☎0263-39-0021